

議事 10周年特別助成について

1、助成条件について（事務局案）

種 類	概 要	
学生枠助成 (高校大学生枠)	内 容	1 熊本市に在住または通学する大学生、短期大学生、専門学生、高校生等（以下「学生等」という。）による公益活動促進にかかる活動であって、次のいずれかに該当する活動に対して助成を行うもの。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 環境の保全を図る活動 (3) 生涯学習・子どもの健全育成を図る活動 (4) 文化、芸術、スポーツ、国際協力の振興を図る活動 (5) まちづくりや地域安全の推進を図る活動 (6) 上記(1)から(5)までに含まれない公益活動 2 5名以上の学生等を活動者とする活動 3 原則として市内での活動を対象とするが、熊本市外での活動を通して熊本市での公益活動への参加意識の向上が見込めるものについては、市外での活動も助成の対象とする。
	助成額	・ 限度額 10万円 ・ 助成率 事業費の10/10
	その他要件	1 申請できる者は、以下のいずれかの団体または個人とする。ただし、個人にあつては成人（高校に在学中の者を除く）を対象とする。 (1) 熊本市に所在地を置く大学、短期大学、専門学校（以下「大学等」という）に在学する学生等によって構成された学生サークル等の学生等が主体となっているボランティア団体（NPO法人を含む法人は対象としない） (2) 熊本市に在住または熊本市に所在地を置く大学等に在学する個人 (3) 熊本市の高校生を主な活動者とする場合については、その活動に監督責任を負う熊本市に在住または通勤する個人 2 高校生以下を含む活動の際は、成人（ただし高校に在学する者を除く）した監督者を配置すること。
学生枠助成 (小・中学生枠)	内 容	1 熊本市に在住または通学する小学生及び中学生（以下、「小・中学生」という。）が地域や熊本市のために行う公益活動に関心を持ち、将来の活動者の育成につながる事業であること。 2 5人以上の小・中学生を活動者とする活動であること。 3 活動の発案・企画から実際の活動まで主体的に小・中学生が携わる事業であること。 4 熊本市内で行う活動を助成の対象とする。
	助成額	・ 限度額 5万円 ・ 助成率 事業費の10/10
	その他要件	1 申請できる者は、以下のいずれかの団体または個人とする。ただし、個人にあつては成人（高校に在学中の者を除く）を対象とする。 (1) 熊本市内に主たる事務所または拠点のあるボランティア団体・公益活動に取り組む団体（法人にあつてはNPO法人に限る） (2) 市民公益活動に関心があり、活動に監督責任を負う熊本市に在住、通学または通勤する個人 2 活動の際は成人（ただし高校に在学する者を除く）した監督者を配置すること。

補足：申請者について

高校・大学生枠の申請者の考え方について

- (1) 会則などを備えた団体は、「団体」として申請
- (2) 会則などのない団体・グループは、「個人」として申請
- (3) 高校生の団体・グループ（部活等）は、団体として申し込むのではなく、その活動に責任を負う「個人」（担任、監督、保護者など）が申請

小・中学生枠の申請者の考え方について

- (1) 会則などを備えた団体は、「団体」として申請
- (2) 会則などのない団体・グループは、「個人」として申請

また、

熊本市市民公益活動支援基金実施要綱（抜粋）

第13条 助成対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件を充たす必要がある。

- (1) 登録団体が主催する事業であって、共催及び実行委員会形式による事業でないこと。
- (2) 営利を目的としない公益的な事業であること。
- (3) 地域社会の発展に資すると認められるものであること。
- ~~(4) 主に熊本市民を対象とした事業であること。~~
- (5) レクリエーションを主な目的とした事業でないこと。
- (6) 個人に金品を支給することを目的とした事業でないこと。
- (7) 助成当該年度に完了する事業であること。
- (8) 当該事業が当該年度内において、本市の他の助成等を受けている、又は受けることが決定している事業でないこと。
- (9) 既に着手した事業でないこと。

の規定は原則、通常枠、特別枠の共通事項として取り扱いたい。

※13条（1）を一部修正、（4）は除外する。

→（1）については、「活動を行ってみたい」という想いを支援するという観点から考えると、既存の団体の活動に参加するケースもある程度認める余地を残したいため、「主催事業」という表現を削除。

（例）災害ボランティアセンターの募集する災害ボランティアに参加。

※申請者が個人である場合、所属するボランティア団体の主催事業に参加するのは対象としない。

→（8）補足：運営費補助金を熊本市から受けている（受ける予定の）自治会は、自治会として申請はできないが、自治会長等は個人として申請ができる。その活動は、自治会活動とは別の活動として整理していただく。（協力団体として、自治会が記載されているのは問題なし）

2、各助成の詳細、スケジュールについて

(1) 高校・大学生枠（高校、専門学校、短期大学、大学）

予算：50 万円（10 万円×5 団体）

採択団体予定数：5 団体程度

周知期間：令和 4 年 4 月公表

募集期間：5 月 1 日～6 月 30 日（前回：5～6 月までに募集・審査）

審査期間：7 月 1 日～（前回：6 月末までが審査期間）

※内部審査（事務局による要件審査） 7 月 1 日～7 月 9 日

※委員審査（採点方式） 7 月 11 日～20 日頃 →採択確定

※令和 4 年度第 1 回委員会は、7 月 20 日頃開催予定

交付決定：7 月下旬（前回：7 月 1 日）

事業期間：交付決定後（7 月下旬）～12 月末（前回：7 月～9 月末より変更）

○審査について

（要件審査については、参考資料 2 P26 を参照）

高校・大学生枠の審査については、要件を満たすと事務局が判断する活動について委員による審査を行う。次の審査基準に基づき委員が採点し、点数の高い順に予算の範囲内で採択する。

基準点（30 点×7 人×50％＝105 点）を満たさない事業は不採択とし、審査の結果が同点の場合は、「発展性」の合計点が高い事業を採択するものとする。

熊本市市民公益活動支援基金学生枠審査基準

(1) 審査基準

項目	説明	配点
発展性	活動者及び参加者において今後の熊本市の公益活動への参加の意欲を向上させ、周囲の市民へとその意欲・活動が発展していく可能性がある。	10
事業計画性	事業目的を達成するための手段や方法が適切であり、合理的に事業を実施することができる。	10
公益性	不特定多数の方への利益増進に寄与するなど、公益的な効果が見込める。	10

(2) 留意事項

基準点（30 点×7 人×50％＝105 点）を満たさない事業は不採択とし、審査の結果が同点の場合は、「発展性」の合計点が高い事業を選定するものとします。

(2) 小・中学生枠

予算：50万円（5万円×10団体）

採択団体予定数：10団体程度

周知期間：令和4年4月公表

募集期間：5月1日～6月30日（前回：5～6月までに募集・審査）

※先着順ではなく、予算上限を超えた場合、委員による投票制に変更。

審査期間：7月1日～（前回：6月末までが審査期間）

※内部審査（要件審査）7月1日～7月9日

※予算の範囲内の場合、委員投票審査不要→採択確定

※予算上限を超えた場合、委員による審査（投票形式） 7月11日～20日頃
→採択確定

※令和4年度第1回委員会は、7月20日頃開催予定

採択結果の確認や、その他、審議が必要な事項の確認

交付決定：7月下旬（前回：7月1日）

事業期間：交付決定後（7月下旬）～12月末（前回：7月～9月末より変更）

○審査について

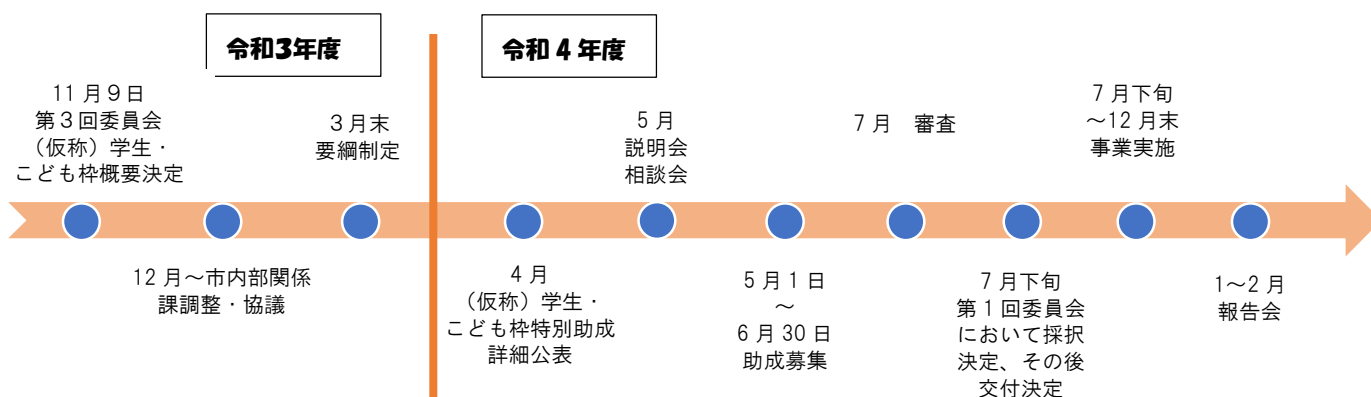
（要件審査については、参考資料2 P27 を参照）

小・中学生枠の審査については、要件を満たすと事務局が判断する活動が予算の上限を超えた場合に投票制で行う。各委員、気に入った活動（申請者名は隠す）10活動に投票し、投票数が多い順に予算の範囲内で採択する。同点の場合は、委員長判断とする。

なお、事務局が要件を満たすと判断する活動の申請額が予算の範囲内の場合は、投票を行わず、全活動を採択とする。

子どもたちの関わり（計画時、実施時）、子どもたちの今後の市民公益活動につながるか、実施可能な事業内容であるか、活動内容が公益活動であることを視点に投票していただく。

(3) スケジュール概要



(4) フォローアップ体制について

以下のフォローアップ体制を検討している。

- ・令和5年度に行う、学生ボランティアのイベントでの報告・交流等
- ・希望に応じ、通常枠の助成団体との交流・マッチング 等を検討

3、助成対象経費（案）

助成の対象となる経費は、助成対象事業に係る以下の費目のうち、直接必要な経費とする。講師招へい旅費を除く旅費及び保険料等、特定の個人に係る経費については、原則、各助成の対象となる活動者及びその監督者に係る費用を対象とする。ただし、各助成の対象とならない活動者のうち、高校生以下であって、その活動が事業の目的・内容と合致する場合は、その者の旅費及び役務費の保険料について、助成対象経費とすることができる。

なお、助成の対象となる監督者は、原則、各助成の対象となる活動者の人数を超えないものとする。

報償費	講師謝礼金、助成事業に携わった外部の者に対する謝金 等
旅費	講師招へい旅費、交通費、市外への宿泊費、ガソリン代 等
役務費	通信費（切手代等）、運搬費、手数料、保険料 等
使用料・賃借料	会場使用料（付帯設備使用料を含む。） 会場設営費、車両等の賃借料等
事務・消耗品費	事業に係る物件費、材料費、飲み物代 印刷費（チラシ・ポスター等の印刷費）等
委託費	事業実施に必要なもの（HP作成等）

備考 以下の経費は、助成対象経費としない。

- 次のような団体等の維持運営に伴う経常経費等
 - ・事務所や活動拠点の家賃、光熱水費
 - ・団体の所属員や活動者への謝礼、人件費 等
 - ・日常的な事務作業や団体内部で使用する備品等の物件費
- 助成金の交付決定前に支出した経費
- その他市長が適当でないと認める経費

◆人件費などについて

団体内部、活動者への人件費（謝礼、報酬）は対象としない。

活動者の旅費（交通費等）、保険料等は助成対象。

子どもや学生の活動促進のための助成であるため、ともに活動する大人などへの助成については、監督者（原則、各助成の対象となる活動者の人数を超えないこと）を対象とする。高校・大学生卒の助成事業で、一緒に活動する小・中学生や、小・中学生の活動で、一緒に活動する高校生については、申請する事業の目的・内容に応じて、旅費、保険料等は助成対象とする。

◆食糧費、飲料水の取り扱いについて

活動メンバーや団体内での人件費や昼食代等は助成対象としない。

ただし、事業内容が食料を取り扱う内容の場合、材料費は事務・消耗品費として計上が可能。また、熱中症予防の飲料水などの購入も可能。

（例）地域の人たちと一緒にクリスマスクッキーを作り、高齢者宅へ訪問、配布しながらお話を聞くという活動の際のクッキー材料代 等

4、申請書類（案）について

交付申請及び実績報告については市の補助金の性質上、必要（補助金交付規則で規定）だが、必要書類以外の書類についてはできるだけ簡素化を図る予定。

【提出を頂く書類（案）】

- ①交付申請書及び別紙1・・・参考資料2 P 6, 7（高校・大学生卒）
P 11, 12（小・中学生卒）

※別紙1は個人が申請する場合のみ。団体の場合は、会則

- ②活動計画書、収支計画書・・・参考資料2 P 8～10（高校・大学生卒）
P 13～15（小・中学生卒）

- ③役員等名簿・・・・・・・・・・・・参考資料2 P 3, 4

※暴力団関係者でないかの照会が必要。

- ④実績報告書、収支決算書・・・参考資料2 P 17～20（高校・大学生卒）
P 21～24（小・中学生卒）

提出書類の通常枠との対比は下記の通り。

	事前登録		助成申請		交付申請		実績報告	
	制度	提出書類	制度	提出書類	制度	提出書類	制度	提出書類
通常枠	要綱第6条	(1) 熊本市市民公益活動支援基金登録申請書（様式第1号） (2) 団体概要書（様式第2号） (3) 登録申請時における直近の事業報告書 (4) 登録申請時における直近の収支決算書 (5) 会則、規約、定款等 (6) 当該事業年度の役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号） (7) 申請時における構成員の名簿（氏名、住所が記載されているもの） (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	要綱第16条第1項	(1) 熊本市市民公益活動支援基金助成申請書（様式第8号） (2) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号） (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	要綱第16条第2項	(1) 熊本市市民公益活動支援助成金交付申請書（様式第9号） (2) 事業計画書（様式第10号） (3) 事業収支計画書（様式第11号） (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	要綱第21条	(1) 熊本市市民公益活動支援助成金実績報告書（様式第15号） (2) 事業収支決算書（様式第16号） (3) 領収証等の事業に係る経費の支出を証する書類又はその写し (4) 事業の経過又は成果を証する書類等 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
特別枠	不要			※会計年度で完結するため不要	必要（補助金交付規則）詳細は別途要綱作成	(1)助成交付申請書 (2)事業計画書 (3)事業収支計画書 (4)役員名簿等 (5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（会則など）	必要（補助金交付規則）詳細は別途要綱作成	(1) 助成金実績報告書 (2) 事業収支決算書 (3) 領収証等の事業に係る経費の支出を証する書類又はその写し (4) 事業の経過又は成果を証する書類等 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5、名称について

特別枠全体名称

（仮称）学生・子ども枠

（案）ボランティアの種まき助成/子ども・若者ボランティア応援(サポート)助成/go to ボラ活動助成

各助成名称

(1)（仮称）小・中学生枠

（案）クリエイティブ・ボランティア助成/ジュニアチャレンジ助成/ビギニング助成/わくわくキッズ助成/ドリームタッチ助成/ファイティングドリーム助成/キラキラわくわく助成/くまもとよかまち応援キッズ助成/ゴーゴー助成/やってみよう助成/小・中学生ボランティア応援助成/子どもボランティア育み助成/小・中学生ボランティアチャレンジ助成

(2) (仮称)高校生・大学生枠

(案)アグレッシブローカルボランティア助成/アクティブ・ボランティア助成/チャレンジング助成/アクティブアップ助成/チャレンジ応援助成/学生ボランティア育成助成/若者ボランティアサポート助成/若者ボランティア応援助成/くまもとよかまちがくせい隊助成

(参考) 特別枠設置の目的

- ・災害ボランティアなど若い世代のボランティア意識の高まりを背景に、多くの若い世代が活動を実践に移す機会をつくり、将来の市民公益活動者の育成に繋げたい。
- ・若い世代が活動することで、その友人・家族など、周囲の方々の市民公益活動への関心が高まり、くまもと・わくわく基金の取組みについて知っていただく。